

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年5月6日（金）15時00分～15時55分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第5回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、6番石井委員、7番安西委員 にお願ひします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願ひします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願ひします。

はじめに、議事日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から5について審議します。

それでは、事務局より説明をお願ひします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 那古 十六枚 177番1、登記地目、現況地目、共に田で366㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、鎌ヶ谷市にお住いの73歳の方、譲受人は市内正木にお住いの73歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に居住しており耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図るとのことです。

整理番号2 所在地は 上野原 外馬谷 469番他2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計5187㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上野原にお住まいの90歳の方、譲受人は市内上野原にお住いの27歳の方、譲渡人の孫です。

事由としては、譲渡人は孫に贈与し農業経営規模を縮小します。譲受人はこれらの農地を祖父から贈与を受け、新規に稲作を始めたいと

のことです。子供のころから祖父の農業を手伝っており、本格的に始めたいとのこと。

整理番号 3 所在地は 神余 山下 3470 番他 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 1417 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内神余にお住まいの 43 歳の方です。譲受人は現在は成田市にお住いですが、市内神余に転入予定の 56 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが農業をしていないため、譲り渡します。

譲受人は申請地の隣地に移住し、野菜を栽培し農のある暮らしをしたいとのこと。

整理番号 4 所在地は 江田 北条目 670 番、登記地目、現況地目、共に田で 3000 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内江田にお住まいの 85 歳の方です。譲受人は市内正木の 55 歳の方です。譲渡人の二女です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は農地として維持するため、母から贈与を受け、稲作を行うとのこと。

整理番号 5 所在地は 腰越 木女 326 番 2 他 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑が 2733 m<sup>2</sup>、登記地目、現況地目、共に田が 2979 m<sup>2</sup>、合計 5712 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都杉並区にお住まいの 69 歳の方です。譲受人は市内北条の 70 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に居住しており耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、菜花を栽培し農業経営の拡大を図りたいとのこと。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第 2 項第 5 号関係では、下限面積の 10a 要件については、クリアしており、該当しません

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるよう

なことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。  
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。  
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求め  
ます。賛成の農業委員は、挙手を願います。  
(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定に  
よる許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1から2について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ、整理番号1、所在地は 北条 釜沼 363 番、登記地  
目、田、現況地目、畑で 545 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は鴨川市の法人です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は令和3年10月に共同住宅10世帯  
分で許可を受けましたが、進入路が狭く、共同住宅建設が困難となり、  
建売分譲住宅4棟へ変更しようとするものです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農  
地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ  
ますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無につ  
いては、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されてお  
り、これは後ほど説明します5条申請及び南房総市での申請と合わせ  
た事業費3億7,534万6,200円に対し、残高及び融資見込額は3億  
8,730万1,038円と約1,200万円上回っていますが、申請者はその  
1,200万円で会社の維持は可能と申しておりますので、有りだと判断し  
ます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供  
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年  
6月15日から工事着手し、令和6年3月15日に完成予定になってい  
ますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は 大賀 上神田 797 番 2、登記地目、現況地目、  
共に畑で 214 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内笠名の法人です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は令和元年6月にコインランドリー用地として許可を得ましたが、事業を行う予定の長男が急死しできなくなったところ、譲受人において事業拡大のため、工所用車両及び重機を置く駐車場用地が必要となったため、計画変更しようとするものです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年6月1日に工事着手し、令和4年6月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、共同住宅10世帯分を建売分譲住宅14棟に変更するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、コインランドリー建設を駐車場3台分に変更するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1及び2について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を

求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。  
(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4から5ページ、整理番号1から7について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の4ページ、整理番号1と2について、説明内容は議案第2号で説明した内容と同じですので、省略いたします。

整理番号3、所在地は 那古 下入会 925 番 8、登記地目、現況地目、共に畑で 217 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内那古の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応する用地、又は都会からの移住者の用地として提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年7月1日から工事着手し、令和4年9月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4、所在地は 北条 釜沼 382 番、登記地目、田、現況地目、畑で 846 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、申請地の隣地に駐車場を所有しているが、利用しているテナントの従業員や来客用の駐車スペースが不足しているため、駐車場27台分を整備するとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、着工後5ヶ月以内に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5と6は同一の事業ですので、一括して説明します。

所在地は 下真倉 菜畑 382 番 1 他 3 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 2323 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は整理番号1と同じ鴨川市の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の持ち家保有の根強いニーズや住み替え需要に対し、良質な分譲住宅 14 棟を提供するとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、議案第2号で説明したとおり、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、計画変更及び南房総市での申請と合わせた事業費 3 億 7,534 万 6,200 円に対し、残高及び融資見込額は 3 億 8,730 万 1,038 円と約 1,200 万円上回っていますが、申請者はその 1,200 万円で会社の維持は可能と申しておりますので、有りと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年6月15日から工事着手し、令和6年3月15日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7、所在地は 八幡 北鳥居脇 592 番、登記地目、現況地目、共に畑で 125 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内八幡にお住いの 81 歳の方です。

転用の事由及び施設は、住宅地として形成されている地域の申請地に、戸建住宅と遜色のない賃貸住宅を建て、存在感のある賃貸住宅を提供するとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年6月1日から工事着手し、令和4年9月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

また、説明済みの整理番号5及び6以外の案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

また、全ての案件について農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議 長	説明が終わりました。 整理番号1については、建売分譲住宅4棟を建設するための申請になります。
	6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号2については、駐車場3台分を建設するための申請になります。
	7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号3については、宅地分譲1区画を建設するための申請になります。
	3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号4については、自己駐車場及び貸駐車場の建設するための申請になります。
	3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。



担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 5 及び 6 については、建売分譲住宅 14 棟を建設するための申請になります。
	7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 7 については、賃貸住宅 1 棟を建設するための申請になります。
	6 番委員、ご意見等ございますか。
6 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、議案番号 1 から 7 について一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 6 ページから 9 ページ、整理番号 1 から 17 について審議します。
主任主事	それでは、私の方から説明いたします。資料の 6 ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、安東 長町 808 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,603 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 150 kg、10 a 当たり 27 kg です。貸付者は群馬県太田市にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、稲 四之坪 1256 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 454 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は稲にお住まいの方、借受者は寶貝の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、亀ヶ原 昭和 696 番 1 地目は田で、面積 1,005 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 8,000 円、10 a 当たり 7,960 円です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号4 所在地は、神余 温井 283 番 1 外 3 筆 地目は田、畑で、合計面積 1,272 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 11,792 円です。貸付者は浦安市にお住まいの方、借受者は神余の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの 1 年間で、再設定です。

整理番号5 所在地は、正木 新田 4470 番 地目は田で、面積 1,235 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 35 kg、10 a 当たり 28 kg です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号6 所在地は、高井 上畑作 853 番 2 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 693 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号7 所在地は、那古 辻ノ前 1745 番 地目は田で、面積 1,397 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円、10a 当たり 5,011 円です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は亀ヶ原の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号8 所在地は、大井 増山 1825 番 1 外 4 筆 地目は畑、田

で、合計面積 3,445 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は習志野市にお住まいの方、借受者は菌の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 2 年間で、再設定です。

整理番号 9 所在地は、畑 白首 238 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 1,976 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10 a 当たり 10,121 円です。貸付者は畑にお住まいの方、借受者も畑の方です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 10 所在地は、洲宮 古川 74 番 1 外 5 筆 地目は田・その他で、合計面積 2,004 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は洲宮にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、洲宮 古川 78 番 2 地目は田・その他で、面積 165 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は洲宮にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、上真倉 松之木 2502 番 地目は田で、面積 2,486 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は館山にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、正木 大芝 898 番 地目は田で、面積 3,000 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 1.5 俵、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、山萩 八反原 66 番 3 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,353 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は山萩にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、菌 新関 1003 番 地目は田で、面積 1,781 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は東京都墨田区にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、茂名 向田 204 番 1 外 1 筆、地目は田で、合計面積 796 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、茂名 向田 203 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 647 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上 17 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の 10 ページ、整理番号 1 から 6 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

では、引き続き、私の方から説明します。

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除したものです。そのため、当該農地については、2 年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

それでは 10 ページをご覧ください。

今回、小原の法人に対し、これまで未払い賃料の支払い及び契約農地の利用について、適正になされるよう改善をお願いしてきました

が、改善される状況も見られない。利用状況報告もなされないことから、賃貸借契約の存続は困難であると判断し、強制的に解除したものです。

農用地の所在地につきましては、館山市・南房総市・市原市です。

整理番号1 所在地は、稲 下谷 664 番 1 外 1 筆 地目は田・畑で、合計面積 2,482 m<sup>2</sup>です。

整理番号2 所在地は、小原 桜田 922 番 外 4 筆 地目は田で合計面積 3,514 m<sup>2</sup>です。

整理番号3 所在地は、古茂口 森ノ沢 952 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,540 m<sup>2</sup>です。

整理番号4 所在地は、上野原 外馬谷 466 番 地目は田で面積 2,992 m<sup>2</sup>です。

整理番号5 所在地は、小原 梅田 968 番 外 1 筆 地目は田で合計面積 982 m<sup>2</sup>です。

整理番号6 所在地は、小原 弁天前 803 番 外 1 筆 地目は田で合計面積 5,816 m<sup>2</sup>です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の12ページ、整理番号1から16について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

では、引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和3年5月（整理番号1～4・6）・6月（整理番号5）、令和4年3月（整理番号7）の総会で解約、令和4年2月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは12ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、那古 塩田 1765 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,361 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が埼玉県三郷市に

お住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は14,924円、10a当たり4,440円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号2 所在地は、正木 新作 914 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,515 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が東京都杉並区にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は24,929円、10a当たり4,520円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号3 所在地は、正木 白沼 1060 番 地目は田で、面積 2,232 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は8,928円、10a当たり4,000円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号4 所在地は、正木 道免 840 番 地目は田で、面積 1,346 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は6,730円、10a当たり5,000円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号5 所在地は、正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は6,830円、10a当たり5,000円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号6 所在地は、正木 三貫目 1436 番 地目は田で、面積 2,195 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が湊にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は10,975円、10a当たり5,000円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年3月23日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号7 所在地は、高井 上畑作 1769 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 815 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和4年3月23日から令和6年1月31日までの約1年10ヶ月です。

整理番号8 所在地は、岡田 内町 716 番 地目は田で、面積 2,649 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が千葉市にお住まいの方から借

り受け、賃貸借権が設定され、賃料は15,894円、10a当たり6,000円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和9年2月28日までの約4年10ヶ月です。

整理番号9 所在地は、岡田 内町717番 地目は田で、面積1,903㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が千葉市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米1俵、10a当たり32kgです。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和9年2月28日までの約4年10ヶ月です。

整理番号10 所在地は、菌 二又1055番 外3筆 地目は田で、合計面積6,591㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が菌にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米3.3俵、10a当たり30kgです。借受者は竹原の方で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和14年2月29日までの約9年10ヶ月です。

整理番号11 所在地は、広瀬 島合1704番 外3筆 地目は田で、合計面積6,077㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が竹原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米3.04俵、10a当たり30kgです。借受者も竹原の方で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和14年2月29日までの約9年10ヶ月です。

整理番号12 所在地は、竹原 下田辺3001番1 地目は田で、面積2,930㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が竹原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ1等米1.47俵、10a当たり30kgです。借受者も竹原の方で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和14年2月29日までの約9年10ヶ月です。

整理番号13 所在地は、菌 梶路943番 地目は田で、面積1,707㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が水玉にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和9年2月28日までの約4年10ヶ月です。

整理番号14 所在地は、大井 五反田623番1 外14筆 地目は田で、合計面積4,542㎡を公益社団法人 千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人で、期間は、認可公告日の令和4年4月13日から令和9年2月28日までの約4年10ヶ月です。

整理番号 15 所在地は、大井 大井根 1169 番 2 外 2 筆 地目は田で、合計面積 286 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 13 日から令和 9 年 2 月 28 日までの約 4 年 10 ヶ月です。

整理番号 16 所在地は、竹原 道原 2950 番 1 外 5 筆 地目は田で、合計面積 3,346 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は八幡の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 13 日から令和 14 年 2 月 29 日までの約 9 年 10 ヶ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

以上で、第 5 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 55 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脚田 守 保

館山市農業委員会委員

石井 康 博

館山市農業委員会委員

安 西 純 夫